

# 請負契約書

本契約書および添付の見積書、仕様書、設計図等に基づいて、工事請負契約書を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

## 1. 工事名称

## 2. 工事場所

3. 工事期間 年 月 日 より 年 月 日

4. 請負金額 金 円

本体価格 金 0 円

消費税 金 円

## 5. 支払方法

契約時	年	月	日	金	円(税込)
最終時	年	月	日	金	円(税込)
	年	月	日	金	円(税込)

## 6. 添付書類 見

年 月 日

注文者

住所

氏名

電話

請負者

住所 埼玉県川口市飯塚 1-12-23

氏名 ケイエムメンテナンス株式会社

代表者 宮田 勝義

電話 048-25-8-6179

#### **(一括下請負・一括委任の禁止)**

第1条 あらかじめ注文者の書面(電子メール等含む)による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

#### **(完了確認・代金支払い)**

第2条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

#### **(支給材料、貸与品)**

第3条 注文者からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決める。

2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。

3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

#### **(第三者への損害および第三者との紛議)**

第4条 施工により、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、請負者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、請負者の負担とし、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。なお、双方の責に帰すべき事由による場合は協議により負担を定めるものとする。

#### **(不可抗力による損害)**

第5条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工事中機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なもの、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する

#### **(打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合)**

第6条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要がある場合は、注文者と請負者が第10条に基づいて協議してこれを決める。

### **(工事および工期の変更)**

第7条 注文者は、必要がある場合には工事の追加、変更を申し入れすることができる。

2 前項の追加・変更工事の内容は、注文者と請負者の合意により決める。

3 前項の合意により定められた追加・変更工事により、追加工事代金が発生した場合や請負者に損害を及ぼした場合は、請負者は注文者に対してその支払いまたは賠償を求めることができる。

4 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができる。追加工事代金および延長日数は、追加工事代金 および工期の延長を求める理由に応じて、注文者と請負者が協議して決める。

### **(請負者の中止権・解除権)**

第8条 注文者が、次の各号の一にあたる義務違反をしたとき、請負者が相当の期間を定めて書面(電子メール等含む)をもって催告してもなお注文者がこれを是正しない場合は、請負者は、工事を中止またはこの契約を解除することができる。

一 正当な理由なく前払または部分払を遅滞したとき。

二 工事用地等を請負者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため請負者が施工できないとき。

三 前各号のほか、注文者の責に帰すべき理由により工事が著しく遅延したとき。

2 請負者は、前項に基づく工事の遅延または中止期間が、当初の工期の3分の1以上になったとき、または2か月以上になったときは書面(電子メール等含む)をもってこの契約を解除することができる。

3 注文者が、正当な理由なく前払いまたは部分払いを拒否する意思を明確に表示したときは、請負者は書面(電子メール等含む)をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。

4 前各項の場合、請負者は注文者に損害の賠償を請求することができる。

### **(解除に伴う措置)**

第9条 注文者または請負者がこの契約を解除したときは、出来形部分および工事材料・建築設備機器等の処理を含めて、注文者と請負者が協議した上で、注文者は請負者に対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは、請負者は過払い額について注文者に支払う。

### **(遅延損害金)**

第10条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額 に年 14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

2 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年 14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

以上